○国土交通省告示第二百九十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

表屋久島の項令第五十条の四第一項第三号の路線の欄に次のように加える。

福岡空港との間の路線

表奄美大島の項中「那覇空港との間の路線」を「福岡空港との間の路線　那覇空港との間の路線」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三条の三第三項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法施行令第四十三条の三第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行令附則第七条第二十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第三条の二の十八第二項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

地方税法施行規則附則第三条の二の十八第二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第十三項の規定の適用を受けようとする者が取得した家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第七条第二十項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（当該家屋が住宅の用に供されるものに限るものとする。）又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）（当該家屋が住宅の用に供されるものに限るものとする。）が別表の書式により証する書類

二　建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項に規定する検査済証の写し（昭和五十七年一月一日後に新築された家屋に係るものに限るものとする。）

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表

耐震基準適合証明書

証明申請者	住所	
	氏名	
家屋番号及び所在地		
家屋調査日	平成　年　月　日	
適合する耐震基準	1　建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定	
	2　地震に対する安全性に係る基準	

上記の家屋が地方税法施行令附則第7条第20項に定める基準に適合することを証明します。

証明年月日	平成　年　月　日	

1．証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

証明を行った建築士	氏名		印
	住所		
	一級建築士又は二級建築士の別		
		登録番号	
		登録を受けた都道府県名（二級建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名称		
	所在地		
	一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		

2．証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定確認検査機関	名称	印
	住所	
	指定年月日及び指定番号	
	指定をした者	